障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会　　令和 8 年 11 月 25 日(水曜日)
10:55～12:25
大阪府　基本回答（当日よみあげ回答）

（要望項目）
14. 進学を希望する生徒・保護者のニーズを受けとめ、高等部に専攻科を設置することで、府内高等学校と支援学校高等部の卒業者の進学率の格差を是正してください。
⑤ 支援学校高等部・高等支援学校卒業生の進路追跡調査を行い、離職の実態やその理由を明らかにしてください。また、進路実態にもとづく高等部教育のあり方を検討し、進路支援・移行支援・定着支援などの教育課題に取り組んでください。
（回答）
〇卒業後の進路決定、また決定後の支援については、従前より障がい者就業・生活支援センター等関係機関と連携し、その充実を図っているところです。
〇また、支援学校の高等部では、生徒の障がいの状況をふまえるのはもちろんのこと、一人ひとりのニーズに応じて、各教科等で学びを深めるとともに、卒業後をみすえた社会人としての生活習慣や「働く」ことについての意識醸成、職業体験実習をはじめとした実践的な職業教育の充実など、早期から社会的自立に向けた取組みに努めております。
〇今後とも、早期からのキャリア教育に取り組み、一人ひとりのニーズをふまえた教育課程を編成し、支援学校高等部における教育の充実を図ってまいります。
（回答部局課名）
教育庁　教育振興室　支援教育課

（要望項目）
14.進学を希望する生徒・保護者のニーズを受けとめ、高等部に専攻科を設置することで、府内高等学校と支援学校高等部の卒業者の進学率の格差を是正してください。
⑥ 府教委として障害福祉サービスを活用した卒後の「福祉型専攻科」や「学びの場」の実態を把握し、高等部卒業後の教育年限の延長や生涯学習の充実に取り組んでください。また、「卒後の学びの場・専攻科を実現する会」や関係者との懇談の場を設けてください。
（回答）
〇福祉型専攻科等の学びの場の実態については、引続き、教育庁・福祉部の連携のもと、実態の把握に努めてまいります。
（回答部局課名）
教育庁　教育振興室　支援教育課

（要望項目）
15. 大阪府並びに大阪府教育委員会として「平成 30 年度 文部科学省委託事業『障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究』報告書」(平成 31 年 3 月大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課)の趣旨を踏まえ、関係する生徒・保護者や教職員、府民への情報提供や国への提案を積極的に行ってください。
② 同様に府内中学校支援学級卒業生の約 8 割が進学するといわれる府内高等学校の進路担当教員並びに支援を必要とするすべての障害のある生徒とその保護者にも進路情報として卒後の「学びの場」の情報提供を行ってください。また、小中学校の支援学級に在籍する児童生徒の保護者にも学校の進路説明会等を通じて「学びの場」の情報提供が行われるようにしてください。
（回答）
〇　大阪府においては、障がいのある方々の学校卒業後等の「学びの場」に関して、本府ホームページで公表していることについて、チラシを作成し、府立学校の教職員や生徒及び保護者に周知しているところです。
〇　府立高校においては、障がいのある生徒の進路指導について、個々の生徒に応じて、入学当初から

卒業後までを見通した、きめ細かな進路指導を行っています。
○　本府ホームページが活用され、府立高校に在籍する障がいのある生徒の進路選択の一助となるよう、関係部局・機関と連携を進めてまいります。
（回答部局課名）
教育庁　教育振興室　高等学校課

（要望項目）
15. 大阪府並びに大阪府教育委員会として「平成 30 年度 文部科学省委託事業『障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究』報告書」(平成 31 年 3 月大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課)の趣旨を踏まえ、関係する生徒・保護者や教職員、府民への情報提供や国への提案を積極的に行ってください。
② 同様に府内中学校支援学級卒業生の約 8 割が進学するといわれる府内高等学校の進路担当教員並びに支援を必要とするすべての障害のある生徒とその保護者にも進路情報として卒後の「学びの場」の情報提供を行ってください。また、小中学校の支援学級に在籍する児童生徒の保護者にも学校の進路説明会等を通じて「学びの場」の情報提供が行われるようにしてください。
（回答）
○　支援学校においては、生徒の卒業後の進路情報について大阪府内の各ブロックで開催しています進路指導関係連絡会等で、各校が関係機関と連携するなど、情報収集しています。これら収集した情報は、保護者との懇談の機会や進路説明会等において、生徒・保護者の卒業後のニーズを聞き取りながら、適切に情報提供しています。
（回答部局課名）
教育庁　教育振興室　支援教育課

（要望項目）
16. 2022 年 4 月 27 日文科省「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」以降、特別支援学級への在籍の可否に対する不安が広がっています。子どもの障害の状況や保護者の願いにそくした学びの場の決定を行ってください。
③ 学びの場の決定にあたっては、子どもの障害の状況や保護者の願いを十分に考慮し、それぞれの必要に応じた判断をするよう、市町村にはたらきかけてください。強引な学びの場の変更や強硬な手続き的合意により、保護者や子どもが不安や不利益を被ることがないようにしてください。
（回答）
○　学びの場の決定や変更にあたっては、本人・保護者と十分に話し合い、合意形成を丁寧に行いながら、障がいの状況や心身の発達に応じた学びの場を判断するよう市町村教育委員会に指導助言しています。
（回答部局課名）
教育庁　教育振興室　支援教育課

（要望項目）
20. 障害児教育・特別支援教育の専門性や継続性を尊重してください。
① 支援学校・支援学級・通級指導教室・通常の学級、どこで学んでいても、その子に必要な教育課程・教育条件を保障してください。また、支援学級担任、通級指導教室担当教員の専門性向上を図ってください。
（回答）
○　府教育庁においては、小・中学校の支援教育の充実を図るため、障がい種別による支援学級の設置をすすめ、政令市を除き、今年度は 4,867 学級の設置を行ったところです。通級による指導担当教員については、政令市を除き、昨年度に比べ 206 名増員し、今年度は小・中・義務教育学校合わせて 1,303 名を配置しています。
○　支援学級はもとより、通級指導教室、通常の学級における指導・支援の充実につきましては、今後

とも市町村教育委員会と協力しながら、小・中学校における校内支援体制の整備や個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用及び指導方法の工夫改善等を図るとともに、条件整備に向け、市町村への財政的支援が一層充実されるよう、国に対して引き続き要望していきます。
○　担当教員の専門性については、大阪府教育センターによる研修の他、支援学校のセンター的機能を活用した地域支援整備事業によるリーディングスタッフによる指導支援や各市町村におけるリーディングチームの巡回等により、その向上を図っています。

（回答部局課名）
教育庁　教育振興室　支援教育課

（要望項目）
20. 障害児教育･特別支援教育の専門性や継続性を尊重してください。
④ 就学に際して、「一度入学したら、小学校は6年間、中学校は 3 年間は同じ学校で」と言われますが、法令通り、転学に関しては、「学びの場」を固定なものとせず、「発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟」にできることを保護者・教職員に周知するとともに、そのための方策を検討してください。

（回答）
○　平成 25 年９月、学校教育法施行令の一部が改正され、小・中学校から支援学校への転学又は支援学校から小・中学校への転学事由については、これまでの「障がいの状態の変化」によるものの他に、「教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制整備の状況、その他の事情」が追加されました。
○　府教育庁では、平成 26 年３月に作成した「障がいのある子どものより良い就学に向けて＜市町村教育委員会のための就学相談・支援ハンドブック＞」を活用し、就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、子どもにとってより良い学びの場の変更という観点で、双方向の転学ができることを示すとともに、柔軟な対応について、関係者の共通理解が重要であると市町村教育委員会に指導しています。
○　今後とも、市町村教育委員会と連携し、転学に関する法改正の趣旨が保護者や教職員に周知されるよう、努めてまいります。

（回答部局課名）
教育庁　教育振興室　支援教育課

（要望項目）
22. すべての子どもたちの成長・発達が保障されるよう、支援学校・支援学級・通級指導教室の増設、20 人以下学級の実現など十分な条件整備を行ってください。
① 小中学校の通常学級を 20 人以下の学級にするとともに、特別支援教育支援員の増員など、通常学級に学んでいる障害児やLD、ADHD等の子どもたちへの教育保障と条件整備をおこなってください。

（回答）
○　平成 19 年度から、国において、介助員を含めた特別支援教育支援員の配置について、市町村に対し、地方交付税による財政措置がなされています。多くの市町村においてそれらを活用し、特別支援教育支援員を配置しています。
○　今後とも、府教育庁としては、市町村教育委員会と協力しながら、小・中学校における校内支援体制の整備を図るとともに、特別支援教育支援員を配置する市町村への支援にあたり、必要となる財源を確保するよう、国に対しては引き続き要望してまいります。

（回答部局課名）
教育庁　教育振興室　支援教育課

（要望項目）
22. すべての子どもたちの成長・発達が保障されるよう、支援学校・支援学級・通級指導教室の増設、20 人以下学級の実現など十分な条件整備を行ってください。

① 小中学校の通常学級を 20 人以下の学級にするとともに、特別支援教育支援員の増員など、通常学級に学んでいる障害児や LD、ADHD 等の子どもたちへの教育保障と条件整備をおこなってください。

（回答）

○　国は、義務教育標準法を改正し、小学校全学年、中学校１年生において学級編制の標準を 35 人に引き下げました。また、中学校２・３年生においても、令和 10 年度までに段階的に 35 人学級へ引き下げられます。

○　府教育庁としては、35 人学級が未実施の学年については、国加配を活用して「少人数習熟度別指導」か「35 人学級編制」かを、市町村が実情に合わせて選択できる取組みを、今後も継続します。

○　発達障がいのある児童・生徒を含むすべての子どもにとって、「わかる・できる」授業づくり・学級集団づくりを行うため、平成 25 年度より２年間、「通常の学級における発達障がい等支援事業」を実施し、効果的な指導方法等の実践研究を進めてまいりました。その実践研究をとりまとめ、府ウェブページに掲載しております。

○　また、毎年度、教職員等を対象とした障がい理解に係る研修会を実施しております。

（回答部局課名）

教育庁　市町村教育室　小中学校課

（要望項目）

22. すべての子どもたちの成長・発達が保障されるよう、支援学校・支援学級・通級指導教室の増設、20 人以下学級の実現など十分な条件整備を行ってください。

④ 特別支援学級や通級指導教室を利用しない、不登校や特別な支援の必要な児童・生徒の居場所となるような教室を整備し、専任で対応できる教員を配置してください。

（回答）

○　不登校やその兆しのある子どもへの対応として、令和５年度から不登校等対策支援事業を実施し、令和８年度は、「校内教育支援ルーム」を設置する府内小学校 216 校、中学校 109 校に支援人材を配置する補助を行っています。様々な要因が絡む不登校の対応について、「校内教育支援ルーム」を支援の核とし、スクールカウンセラー等専門家との連携、ICT 機器を活用するなど、個々の児童生徒の状況に応じた学習面・生活面等における多様な支援を進めているところです。

○　教員の配置については、府における教育課題の状況等を踏まえ、国の措置する定数を重点的かつ効果的に配置する中で、適切に対応しているところです。

○　今後とも、国への働きかけやその動きを注視していくとともに、児童・生徒数の動向、教育課題への対応等を踏まえながら、効果的な配置に努めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁　市町村教育室　小中学校課
教育庁　教職員室　教職員人事課
教育庁　教育振興室　支援教育課

（要望項目）

23. 手話施策推進法によれば、地方公共団体は、手話を使用するこどもが学校生活において手話を自由に使用することができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとされています。府立高等学校を含む府内の全ての学校に在籍する、聴覚障害児童・生徒に対する実態把握と支援策を講じてください。

① ろう児童等が在学する高等学校及び市町村立学校における手話習得機会の確保促進の観点から、意思疎通手段について手話言語を選択している児童生徒の在学状況を年間を通して定期的に把握し、その結果を公表してください。

（回答）

○ 府立学校に在籍する聴覚に障がいのある幼児児童生徒については、本人の障がいの状況や教育的ニーズに応じ、適切に指導・支援を行っております。

○ 市町村立小・中・義務教育学校に在籍する聴覚に障がいのある児童生徒の指導・支援については、難聴支援学級はもとより、通級指導教室、通常の学級において適切に指導・支援されているものと認識しております。引き続き、市町村教育委員会と連携し、指導・支援の充実に努めてまいります。

（回答部局課名）
教育庁　教育振興室　　支援教育課
教育庁　教育振興室　　高校改革課
教育庁　市町村教育室　小中学校課

（要望項目）
23. 手話施策推進法によれば、地方公共団体は、手話を使用するこどもが学校生活において手話を自由に使用することができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとされています。府立高等学校を含む府内の全ての学校に在籍する、聴覚障害児童・生徒に対する実態把握と支援策を講じてください。
② ろう学校以外の支援学校を卒業したろう重複障害者についての実態を把握するとともに、卒業したろう重複者はもちろん、乳幼児期や学齢期を含めた全てのろう重複障害者が、手話言語を習得するための対策を講じてください。
（回答）
○　府立聴覚支援学校以外の障がい種別校に在籍し、聴覚障がいを重複する幼児児童生徒への必要な指導・支援等については、障がいの状況や主なコミュニケーション手段として活用している方法、本人や保護者等の教育的ニーズに基づき行っております。
○　乳幼児期からの支援については、聴覚支援学校において教育相談を実施し、保護者支援の観点も含めた早期からの支援に取り組んでおります。
○　高等学校においては、当該生徒の状況や思いに寄り添い、必要に応じて聴覚支援学校を含む支援学校のセンター的機能等を活用するなど、支援のさらなる充実を図ってまいります。
（回答部局課名）
教育庁　教育振興室　支援教育課
教育庁　教育振興室　高校改革課

（要望項目）
24. 大阪府学校教育審議会支援教育部会が開かれ、「今後の府立視覚支援学校、聴覚支援学校のあり方について」が議論されました。既存の学校・寄宿舎を存続させ、さらに充実させてください。学科の再編などを検討する場合は、盲学校ろう学校のあり方について必ず当事者団体に意見を聴取することとし、当該の学校・教職員及び保護者の意見を踏まえ、充実させる方向ですすめてください。
（回答）
○　府立視覚支援学校、聴覚支援学校の在籍者数は、直近 10 年間で視覚支援学校が約４割、聴覚支援学校が約３割減少していますが、府内の小中学校の弱視学級・難聴学級では増加しており、今後も一定の在籍者数が見込まれることから、各校の役割は引き続き重要であると考えています。
○　寄宿舎は、先の大阪府学校教育審議会答申においても、「遠方に居住し通学が困難な児童生徒にとって欠かせない役割を果たしており、今後も機能の維持に努めていく必要がある。」と示されており、必要となる対応については、利用者ニーズ等を踏まえながら、引き続き検討してまいります。
○　引き続き、当該の学校、教職員及び保護者等の学校関係者をはじめ、ご意見も踏まえながらより良い教育環境の確保に努めてまいります。
（回答部局課名）
教育庁　教育振興室　支援教育課

（要望項目）
25. 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトを大阪府においても促進し、家族と府立学校や各市町村の学校と事業所との連携が図れるようにしてください。
① 子どもの支援に関して、保護者や事業所が希望した場合、スムーズに懇談ができるように学校への働きかけをしてください。
② 不登校の状態にある障害児に対して、放課後等デイサービスと学校及び家庭と連携を図りながらきめ細やかな支援を行えるように連絡の窓口を設ける等、対策を講じてください。

③ 送迎を円滑に行えるように、下校時間や行事について細やかに情報交換が行えるようにしてください。災害による緊急時への対応や送迎の行き違いによる事故防止のためにも、事業所への情報のメール配信を市町村立の各校でも行えるようにしてください。
④ 先生との懇談や学校と事業所間での連絡の取り方（メール配信等）、情報共有等の対応に学校によってばらつきがあります。各校と連携がスムーズに図れるようにしてください。
⑤ 災害時の対応を学校と事業所間で共有できるよう話し合いの場を設ける等の対策を講じてください。
（回答）
○　児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等と府立学校、市町村立学校との連携を図るため、文部科学省および厚生労働省による通知「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」及び「教育と福祉の一層の連携等の推進について」を府立学校、市町村教育委員会に周知しております。
○　各校においては、幼児児童生徒の適切な支援のため、必要な情報共有等について保護者同意のもと、事業所等と引き続き連携を図ってまいります。
○　府立高校においては、不登校生徒について、多岐にわたる不登校の原因・背景や、一人ひとりの状況を適切にアセスメントし、個々に応じたグラデーションのある学びを提供するよう努めています。引き続き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材と連携・協働した「チーム学校」による支援体制を充実させてまいります。
○　また、府教育庁では、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを市町村が主体的に雇用できるよう、政令市・中核市を除く各市町村に補助を行っています。各校においては、スクールソーシャルワーカー等の専門家と協働しながら支援方針を検討し、子ども一人ひとりに合った支援につなげることができるよう進めているところです。
○　府立支援学校においては、幼児児童生徒の実態に応じ、登校にどのような不安や悩みを抱えているのか丁寧にアセスメントを行い、個別に対応しております。
○　引き続き保護者及び関係機関と連携を図り、適切に対応してまいります。
○　府立学校では、普段から保護者への連絡は、メール配信サービス等を活用し連絡を行っています。必要に応じて全事業所にもメール配信を行うなど、スムーズな連携の強化に努めています。
○　災害発生時の対応につきましては、各校において、児童生徒の引渡し方法や連絡体制等について、日頃から事業所と事前に打ち合わせを行い、情報共有を図っております。引き続き、学校と事業所が連携し、災害時に円滑な対応ができるよう努めてまいります。
○　今後も、教育と福祉の一層の連携促進に取り組んでまいります。
（回答部局課名）
25①④⑤
教育庁　教育振興室　　高等学校課
教育庁　教育振興室　　高校改革課
教育庁　教育振興室　　支援教育課
教育庁　市町村教育室　小中学校課
福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課

25②
教育庁　教育振興室　　高等学校課
教育庁　教育振興室　　支援教育課
教育庁　市町村教育室　小中学校課
福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課

25③
教育庁　教育振興室　　高校改革課
教育庁　教育振興室　　支援教育課
教育庁　市町村教育室　小中学校課
福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課